

〈借上げ社宅〉



当社は全国に営業所を展開している広域レンタル会社にあたり、総合職は全国の各営業所に配属、また異動も行われます。

そこでまず頭に浮かぶのが住まいのことですね。

配属先または異動先での社宅については、

借上げ社宅制度を採用しています。



借上げ社宅制度とは、まず会社がアパート等を契約し、それを社員に貸与することを言い、そして賃料の一部を給与から天引きするものです。一方社員自身がアパート等を契約し、会社より社宅手当を受け取る形では**住宅手当が所得とみなされ課税対象**となってしまうので、**余計な税金を支払う**こととなります。

借り上げ社宅制度：具体的には

敷金、礼金、保証金などは会社負担、そして自己負担額は家賃と共益費の合計額の**30%**となり、この金額が給与天引きとなります。（火災保険料、駐車場代、町内会費等は自己負担）

例) 家賃45,000円、共益費5,000円、敷金90,000円、礼金45,000円、駐車場代3,000円の場合社員が負担する毎月の給与天引き額は18,000円となります。

※なお同一の勤務地における社宅利用年数が**7年**を超えると自己負担は**30%→50%**負担となります。

また異動することになった場合、**赴任手当**が会社から支給されます。これは異動先での生活準備金として自由に使っていただけます。